

令和5年度

屋久島町会計年度任用職員募集要項

【 観光まちづくり課 】

1 受付期間

令和5年10月16日（月）～10月31日（火）

※土日、祝日を除く。郵送の場合は必着です。

2 募集人数及び職務内容

職 種	募集 人数	主な職務内容
公園等管理業務員 （温泉施設管理、受付・収納業務）	1	温泉施設の美化清掃及び維持管理、施設の簡易な補修、 担当課所管の公園施設の維持管理、その他担当課所管の 業務補助

※募集人数は、職の設定状況等により変更になる場合があります。

3 勤務条件

任 用 期 間	令和5年12月1日～令和6年3月31日
勤 務 日	月13日程度（火曜日～日曜日）
勤 務 時 間	11：00 ～ 19：00 ※休憩時間60分
休 日	週休日：月曜日（休館日） 休 日：国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）
勤 務 場 所	屋久島総合自然公園内温泉施設
給 与	月額6,714円～ ※人事院勧告に伴う給料表の改定により、報酬額等が改定される場合があります。
諸 手 当	通勤手当（通勤距離に応じて変動あり） ※その他、一定の要件を満たした場合、各種手当を支給します。
社会保険等	要件を満たした場合、健康保険、厚生年金、雇用保険等の適用あり
災 害 補 償	公務災害補償制度が適用されます。
休 暇	任用期間等に応じて年次有給休暇を付与するほか、条例等の定めるところにより、 病気（無給）・介護（無給）・結婚・忌引・夏季休暇等の付与があります。
服 務	会計年度任用職員は、一般職の地方公務員であり、地方公務員法の服務に関する各 規定が適用されます。
そ の 他	・給与等支払日 毎月10日 ・人事評価あり

4 受験資格

応募にあたり、特別な資格は必要ありませんが、地方公務員法第16条の規定に基づき、以下に該当する方の受験はできません。

- (1) 禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 屋久島町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ※地方公務員法が改正された場合は、その定めるところによります。
- ※外国籍の方も受験できます。ただし、合格した場合でも、任用日において就労が制限される在留資格の方は任用されません。

5 試験方法

書 類 選 考	勤務条件等との合致に関して審査、選考します。
個 別 面 接	書類選考を通過した方を対象に職務適正等を評価する面接を実施します。令和5年11月10日（金）までに面接日時等を連絡します。 なお、書類選考通過者が1名の場合、個人面接は実施しません。

6 面接及び合格発表の日時・場所

面 接 日	令和5年11月中旬
面 接 場 所	屋久島町役場 本庁舎
合 格 発 表	令和5年11月下旬に合格者に通知します。 ※合否結果について、電話による問い合わせにはお答えできません。

7 応募の方法

提 出 書 類	指定の申込書又は市販の履歴書（3か月以内の顔写真の貼付が必須） ※申込書は、役場本庁の各担当課と各出張所で配付します。また町ホームページからもダウンロードできます。 ※市販の履歴書にて申し込む場合は、希望する職種を書面に記入しておいてください。
提 出 期 間	令和5年10月16日（月）～10月31日（火）
提 出 方 法	以下のいずれかによる。 ①役場本庁、各出張所に持参する。（開庁時間のみ対応できます。） ②郵送する。（郵送の場合は、提出期間内に必着とする。） ③メールによる提出 記入した申込書又は履歴書をPDF（カラー）に加工したもの
申 込 先	【郵送の場合】 〒891-4292 熊毛郡屋久島町小瀬田 849 番地 20 屋久島町役場観光まちづくり課 地域振興係 宛て 【メールの場合】 shizen@town.yakushima.kagoshima.jp

※受験資格のないこと又は申込書・履歴記載事項が正しく判明した場合または任命権者が不適当と認

めた場合、合格通知後又は採用後であっても合格を取り消すことがあります。

8 個人情報の取り扱いについて

申込書及び履歴書に記載された個人情報については、屋久島町会計年度任用職員に係る採用試験及び任用手続きに必要な範囲内で利用します。

9 申込から採用まで

- ① 申込書又は履歴書を提出 ⇒⇒ ②受付期間終了後、書類選考を行い、募集条件と合致した方へのみ面接日時等を連絡 ⇒⇒ ③観光まちづくり課長等による面接試験を実施 ⇒⇒ ④合格発表後に採用となった場合、指定された初日に「任用通知書」を交付し、勤務開始。

※採用は、令和5年12月1日の予定です。

10 その他

- (1) 合格発表後、受験資格のないこと又は申込書・履歴書の記載事項が正しくないことが判明した場合または任命権者が不適当と認めた場合に合格を取り消すことがあります。
- (2) 地方公務員法の規定に基づき、採用はすべて条件付のものとし、採用後一ヶ月間を良好な成績で勤務したときに会計年度職員として正式採用します。
- (3) 任用期間は、1会計年度ですが、実地能力の実証の結果、再度任用・任期更新することが可能となっています。

【問い合わせ先】

屋久島町観光まちづくり課 地域振興係 佐々
〒891-4292 熊毛郡屋久島町小瀬田 849 番地 20
TEL : 0997-43-5900
FAX : 0997-43-5905
Mail : shizen@town.yakushima.kagoshima.jp

